

# 令和新時代創造県民運動推進補助金 (鳥取県若者活躍支援補助金)の事務手続きについて

## 1. 交付申請提出 (9月8日(金)から10月3日(火)まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

## 2. 交付決定通知到着

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

## 3. 事業開始 → 着手届提出不要

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 4. 事業完了 → 完了届不要

## 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から■日以内)

○実績報告は、下記提出先に郵送持参、又は電子メールで送付してください。

## ◎補助金の支払い (概算払可)

### 資料提出・問い合わせ先

- 地域社会振興部東部地域振興事務所(鳥取市、岩美郡、八頭郡での活動に関すること)  
鳥取市立川町6丁目176 電話:0857-20-3659 電子メール:toubu-sinkou@pref.tottori.lg.jp
- 中部総合事務所県民福祉局中部振興課(倉吉市、東伯郡での活動に関すること)  
倉吉市東巖城町2 電話:0858-23-3177 電子メール:chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
- 西部総合事務所県民福祉局中山間地域振興チーム(米子市、境港市、西伯郡での活動に関すること)  
米子市糺町一丁目160 電話:0859-31-9606 電子メール:seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
- 日野振興センター日野振興局地域振興課(日野郡での活動に関すること)  
日野郡日野町根雨140-1 電話:0859-72-2080 電子メール:hino-sinkou@pref.tottori.lg.jp